

税についての対話集会」 石会長説明用スライド資料

スライド資料

あるべき税制の構築に向けた基本方針

税制を取り巻く環境

「広く薄く」の観点からの対応

所得税の課税最低限について

配偶者特別控除の見直し

家族に関する控除の構造の見直し(3つの考え方)

法人課税の実効税率の国際比較

法人事業税の外形標準化

消費税の改革の方向

贈与税の課税方式の概念図(1年目、3年目、4年目に贈与を行ったケース)

基本方針で示されているその他の項目

来年度改正で具体化を図るべき主な事項(小泉総理の指示)

参考資料

(参考1) 人的控除の概要

(参考2) 家族に関する控除の現状

(参考3) 法人の税・社会保障負担水準の国際比較(対国民所得比)

あるべき税制の構築に向けた基本方針

1. 中長期的視点からの抜本改革
2. 2つの基本的目標
 - a) 税制の経済社会構造とのミスマッチの是正
 - b) 安定した収入確保のシステム構造
3. 徹底した歳出削減、行政改革の断行が前提
4. 短期的な対応は、中長期的な抜本改革と整合的に

税制を取り巻く環境

1. 人口減少と高齢化の進展

	2000年	2025年
総人口	12,700万人	12,100万人
高齢人口比率	17.4%	28.7%
働き手と高齢者の比率	3.6人	1.9人

2. 財政赤字の累増



主要先進国中最悪の水準

国・地方の債務残高の対GDP比率 **140%**

平成14年度予算の国債依存度 **37%**

「広く薄く」の観点からの対応

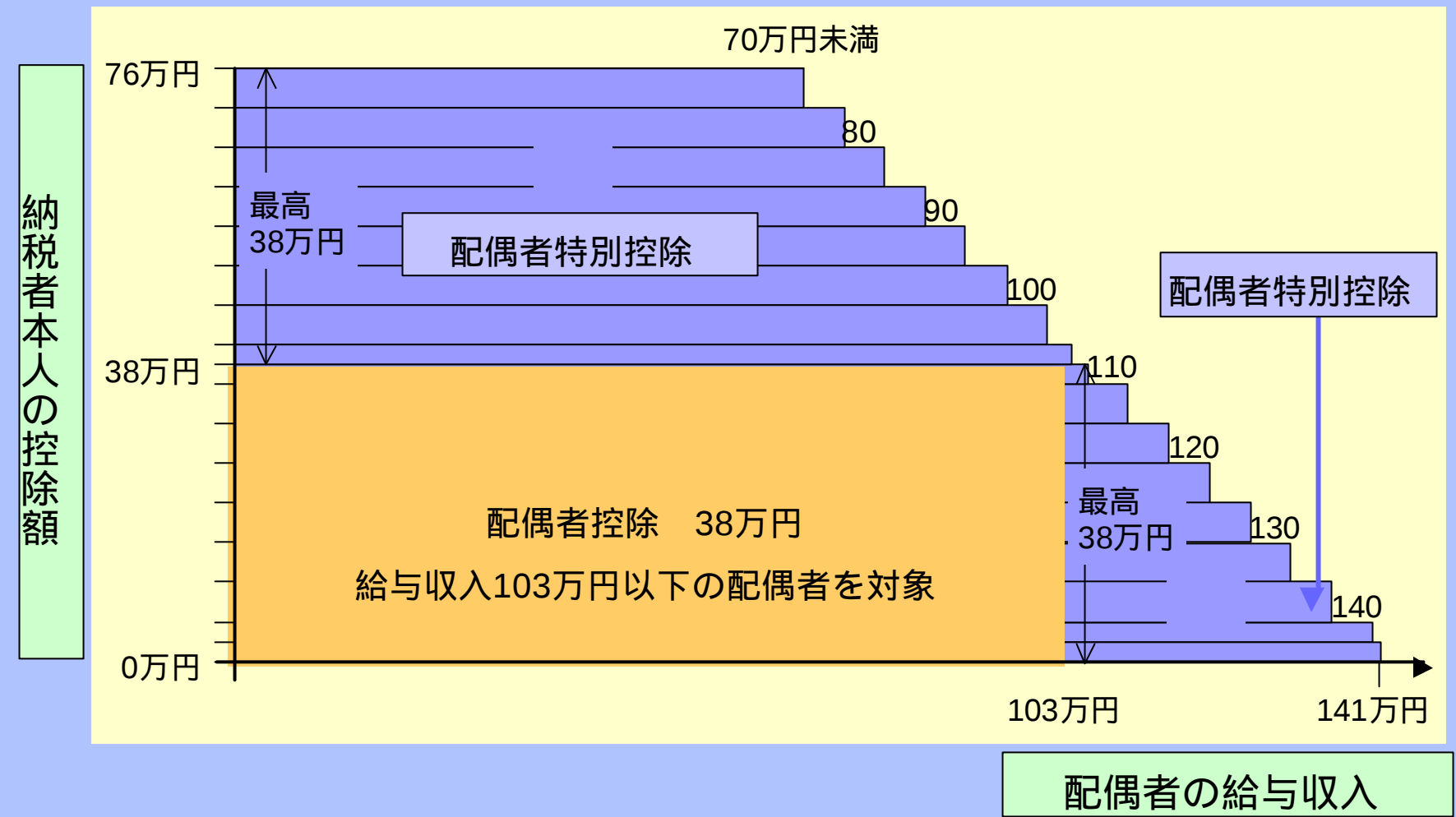
税 目	「広く」	「薄く」
個人所得課税 (累進構造は必要)	・ <u>今後、諸控除の見直しが課題</u>	・ 税率引下げ・累進構造の緩和 ・ 恒久的減税(定率減税・最高税率の引下げ) <i>税負担水準は先進国に比べて低い</i>
法人課税	・ 課税ベースの拡大	・ 税率引下げ <i>既に先進国並みの水準に低下</i>
消費税	・ 消費税の創設・充実	
相続税 (累進構造は必要)	・ <u>今後、基礎控除の引下げが課題</u>	・ 累進構造の緩和 (今後、最高税率の引下げが課題)

所得税の課税最低限について

1	基礎控除	38万円	}	課税最低限 384.2万円 (夫婦子2人の 給与所得者の場合)
2	配偶者控除	38万円		
3	配偶者特別控除	38万円		
4	扶養控除	38万円		
5	特定扶養控除	38 + 25万円		
6	給与所得控除	130.8万円		
7	社会保険料控除	38.4万円		
8	退職所得控除			
9	公的年金等控除			
10	老年者控除			
11	寡婦(夫)控除			
12	勤労学生控除			
	⋮			
	⋮			
	⋮			
	合計20種類以上			

(参考)	
各国の状況	
アメリカ	315万円
イギリス	137万円
ドイツ	383万円
フランス	298万円

配偶者特別控除の見直し



家族に関する控除の構造の見直し(3つの考え方)

考え方 1

基礎控除

配偶者控除

これらを合わせて
「家族控除(仮称)」?

扶養控除

考え方 2

基礎控除

拡 充

—

扶養控除

児童及び老齢の
親族のみ

考え方 3

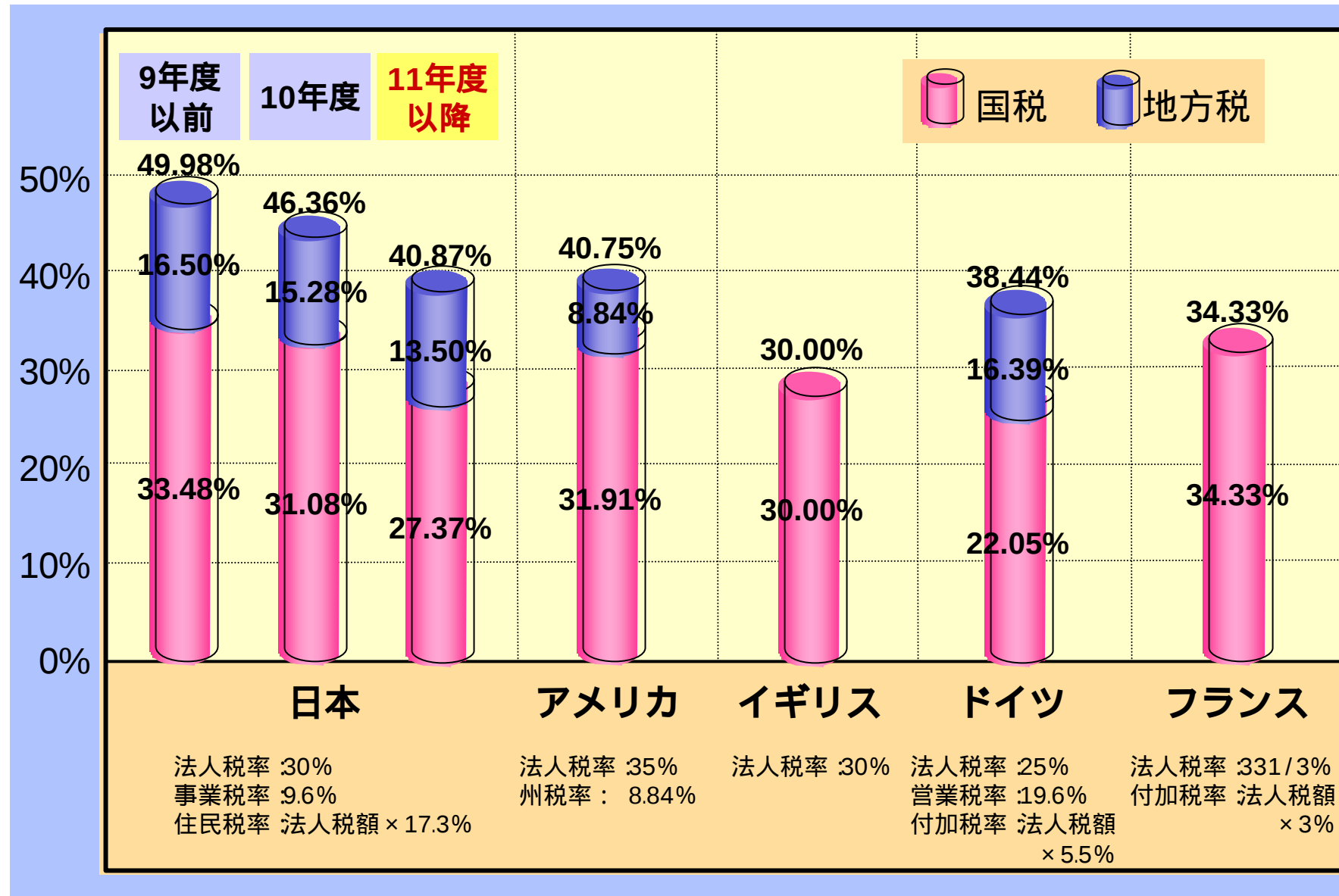
基礎控除

拡 充

—

児童の扶養に
ついて
税額控除

法人課税の実効税率の国際比較



法人事業税の外形標準化

現 行

所得（利潤）に
よる課税

税率9.6%

改革案

所得（利潤）に
よる課税

税率4.8%

外形基準（付加価値
額や資本等の金額）
による課税

所得基準：外形基準

50%：50%

資本金1,000万円
未満の法人は
年4.8万円を限度

消費税の改革の方向

● まずは、信頼性、透明性の向上に向けた改革が必要

（改革の項目）

事業者免税点水準
3000万円

簡易課税制度

申告納付回数
年4回

価格表示のあり方

（改革の方向）

大幅に縮小

廃止を含めた
抜本的見直し

増やす

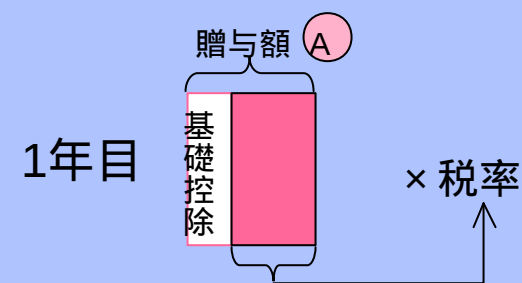
総額表示(含む税額)方式

贈与税の課税方式の概念図

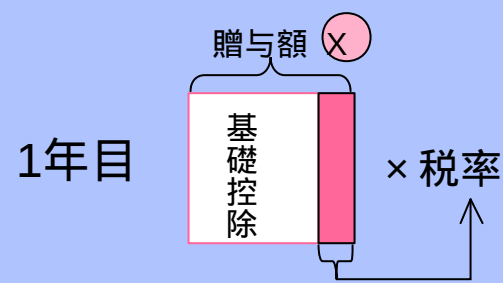
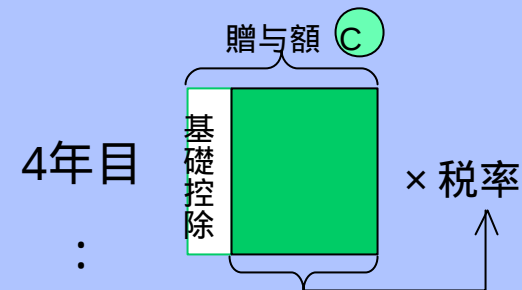
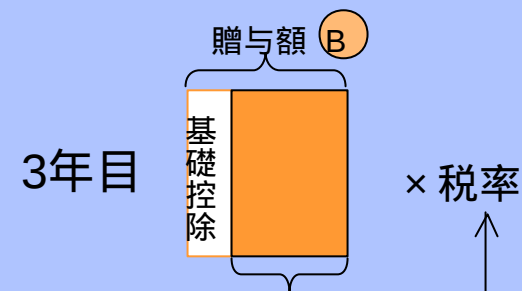
(1年目、3年目、4年目に贈与を行ったケース)

【暦年課税方式】(例：日本)

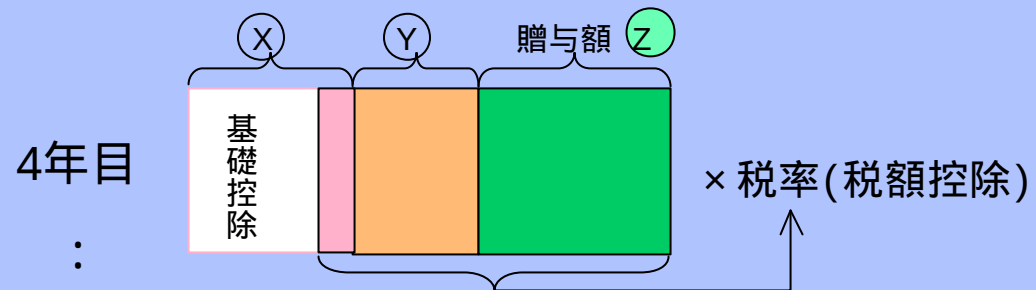
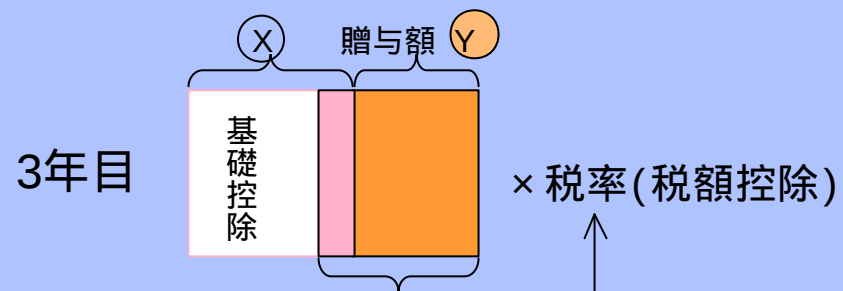
【累積課税方式】(例：アメリカ、フランスなど)



2年目 (贈与なし)



2年目 (贈与なし)



基本方針で示されているその他の項目

酒 税

分類(10種類)の簡素化、税負担格差の縮小

たばこ税

税率引上げの是非

道路特定財源

一般財源化を含め、そのあり方の見直しを行う

環境問題と税制

環境施策全体の中で検討
(例：環境税の是非)

納税者番号制度

プライバシー保護も考慮に入れ、導入に向け検討

来年度改正で具体化を図るべき主な事項 (小泉総理の指示)

- 配偶者特別控除、特定扶養控除等の簡素・集約化
- 外形標準課税の導入による法人課税の実効税率の引下げ
- 研究開発減税・投資減税の集中
- 消費税の免税点制度等の見直し
- 相続税の最高税率の引下げ・控除の見直しと生前贈与の円滑化

(参考1)

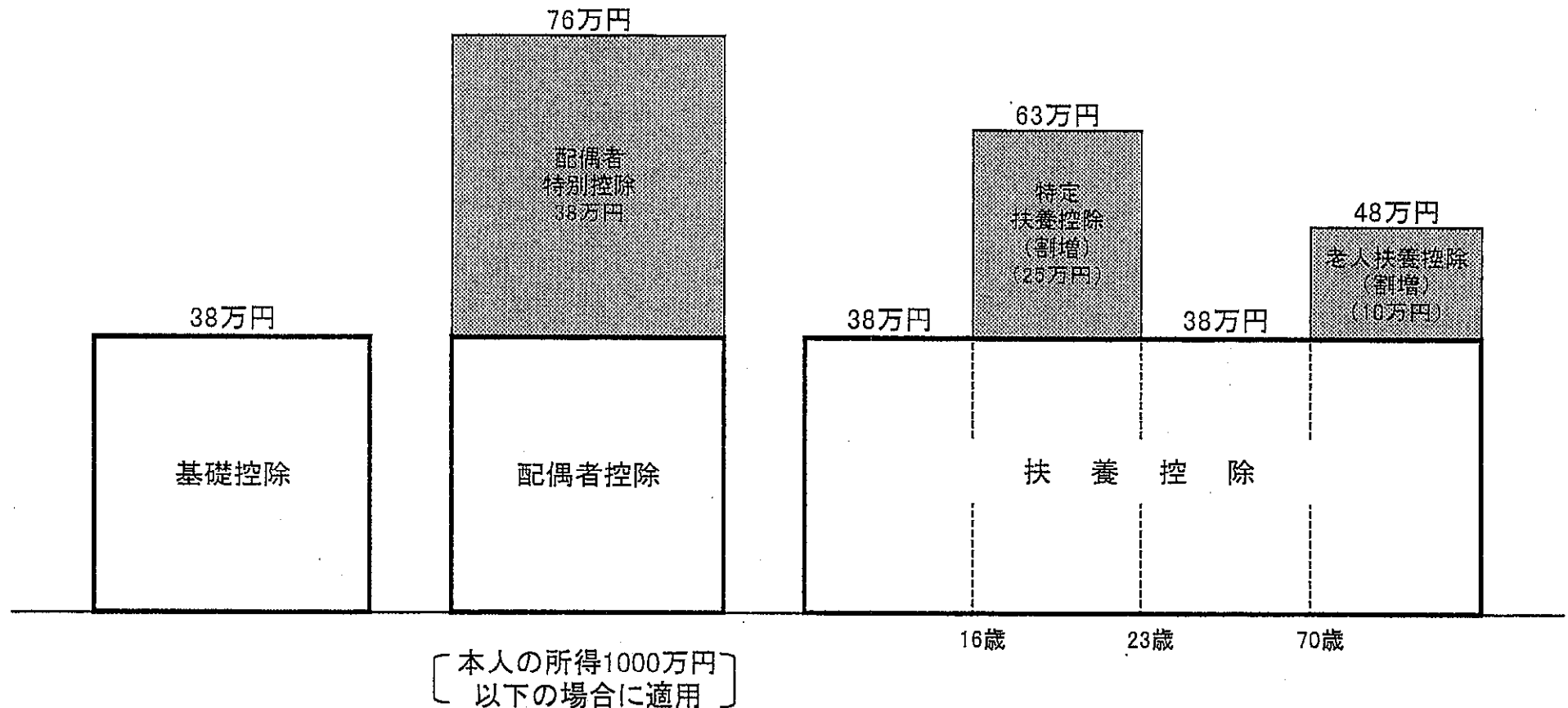
人的控除の概要

			創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
					所 得 税	個 人 住 民 税	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除			・本人	38万円	33万円	
	配偶者控除	控除対象配偶者	(昭和36年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		老人控除対象配偶者	昭和52年	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	配偶者特別控除		昭和62年	・生計を一にする配偶者	最高38万円 (配偶者の年間所得による)	最高33万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	扶養親族		・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特定扶養親族	平成元年	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老人扶養親族	昭和47年	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除		昭和25年	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円	
	(特別障害者控除)		昭和43年	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円	
	老年者控除		昭和26年	・本人が65歳以上の者	50万円	48万円	年間所得1,000万円以下
	寡婦控除		昭和26年	・老年者に該当しない者で、 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)		平成元年	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除		昭和56年	・老年者に該当しない者で、かつ、妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除		昭和26年	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下 かつ給与所得等以外が 10万円以下

(参考 2)

家族に関する控除の現状

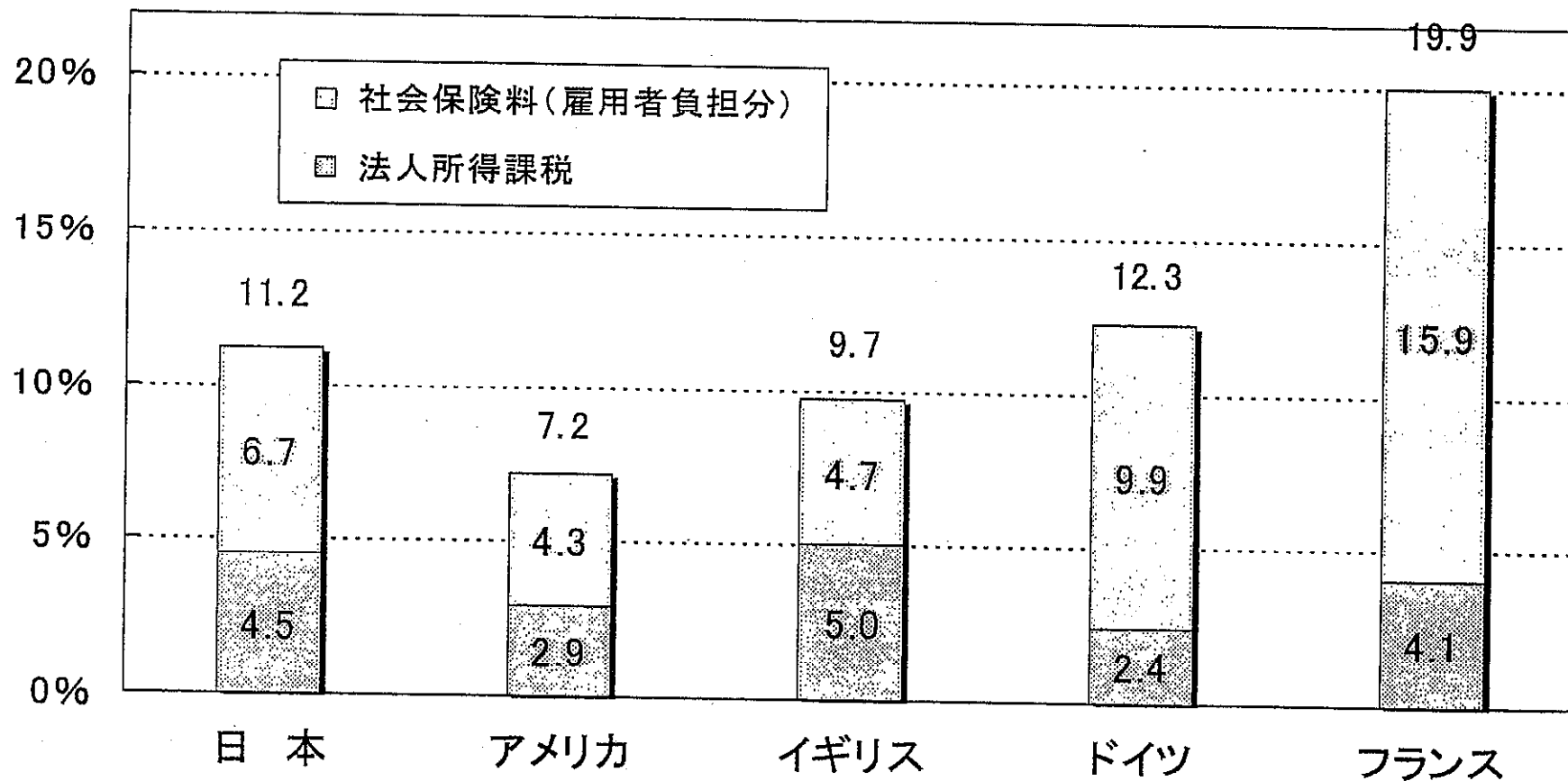
配偶者、扶養親族の有無に応じ、本人の所得の計算上、控除がなされる仕組み



社会保障等の生活関連の「インフラ」整備の進展、経済社会の構造変化(男女共同参画社会の形成、ライフスタイルの多様化、少子高齢化の進展)等から、各種の上乗せ措置による配慮にも限界
⇒ 簡素化・集約化が課題

(参考3)

法人の税・社会保障負担水準の国際比較（対国民所得比）



(注1) 雇用者の社会保険料には、営利法人のほか、公益法人等により支払われているものも含まれている。

(注2) アメリカ、ドイツの計数には、個人所得課税されている法人に係る負担分が含まれていない。

(備考) 「OECD Revenue Statistics 1965-2000」により作成。